

今春4月から、県立図書館と私たち県音楽資料保存協会が連携・協働し、郷土の全時代・全ジャンルの音楽資料の保存に向けた事業がスタートする。ここで大きな問題を投げかけているのが著作権だ。

私的使用であれば、楽譜や録音物等の複製は著作権者の許諾を得なくとも認められている。そもそも他人に譲渡することを想定していない個人資料をいただいてくるわけだから、私的使用を目的とした複製物が多数含まれている。そしてそれら

寄稿

郷土音楽資料 県立図書館に保存 今 雅人



が貴重資料であるという例が多いのである。この種の複製物はそのまま県立図書館に入れない。図書館への譲渡・公衆への提示は私的使用ではなくなるからだ。入れるためには、作詞



県立図書館に保管されている郷土音楽資料の一部。楽譜、レコード、カセットテープ、ビデオテープなどが並ぶ

複製物著作権の課題

家・作曲家等の著作権者 円以上かかる。その場合、過去の作品でのプロモーション利用の許諾が必要だ。しかし、また著作権管理事業者はもとより、これから作でない限り、たとえそれ郷土の音楽資料の場合、が介在している例もある。音楽家の多くが例えの人の著作権を、特に求め、JASRACへの許し著作権者に連絡がとれない。日本音楽著作権協会(JASRAC)というJASRACが管理する。私的使用のために複製し、使用する場合は、無償(コピー)である。その額は1楽の合算で1件につき1万円という形で預けている。私的使用する場合、無償(コピー)である。

JASRACと解決策協議

保存のために図書館内 いたためである。保存のための資料を複製する行為は著作権法で認められているが、同じ保存目的でもそれが複製物であると図書館に無許諾で持ち込めない。許諾を得るには、前述の使用料や補償金が求められるが、それが高額であることで、せっかく県立図書館の入り口まで来た貴重な資料が、複製物であるという理由で足止めされてしまうのである。

著作権法は文化発展のために作られたものだ。しかし、同じく文化の発展を目指す県立図書館への保存行為を著作権が邪魔する形になっている。それは、文化庁の裁定制度やJASRACの複製使用料等が、一般利用を想定したものであって、図書館等への保存(県音楽資料保存協会事務局長)

それは事例がこれまでなかったことも関係している。全時代・全ジャンルの郷土の音楽資料を県立図書館の窓口業務の責任者の方も初めて直面する問題と語っておられた。そこでまずはJASRACと保存協会が話し合いの場を持ち、複製物の問題を検討し解決策を探っていくこととした。郷土の音楽資料の保存事業の先例が全国にさきがないのは青森県人としても大きな誇りだ。各方面の理解とご支援をいただきつつ、解決をはかっていきたい。